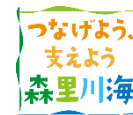




地域共生型再エネの導入と再エネ促進区域の設定に向けた ゾーニング・合意形成の取組について

令和6年10月10日

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室



1. 再エネの最大限導入に向けた目標

再生可能エネルギーの導入状況

- 2012年7月のFIT制度（固定価格買取制度）開始により、再エネの導入は大幅に増加しており、2011年度10.4%から2022年度は21.7%に拡大。

	2011年度	2022年度	2030年ミックス
再エネの 電源構成比 発電電力量:億kWh	10.4% (1,131億kWh)	21.7% (2,189億kWh)	36-38% (3,360-3,530億kWh)
太陽光	0.4%	9.2%	14-16%程度
	48億kWh	926億kWh	1,290~1,460億kWh
風力	0.4%	0.9%	5%程度
	47億kWh	93億kWh	510億kWh
水力	7.8%	7.6%	11%程度
	849億kWh	768億kWh	980億kWh
地熱	0.2%	0.3%	1%程度
	27億kWh	30億kWh	110億kWh
バイオマス	1.5%	3.7%	5%程度
	159億kWh	372億kWh	470億kWh

※2022年度数値は令和4年度（2022年度）エネルギー需給実績（確報）より引用

環境省の2030年度に向けた再エネ導入拡大の取組

- 2050年カーボンニュートラルや2030年度の温室効果ガス削減目標の実現、そして地域脱炭素を通じた地方創生の実現に向けて、地域資源である再エネの最大限の導入拡大が重要。
- 環境省では、GX基本方針、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画等を踏まえ、関係省庁とも連携し、
 - ① 公共施設での太陽光発電導入の率先実行
 - ② 地域脱炭素の推進のための交付金や温対法に基づく促進区域等を活用した、地域共生型再エネの導入
 - ③ 民間企業による自家消費型太陽光の導入
 - ④ 風力発電促進のための環境アセスの最適化、地熱開発の加速化や廃棄物発電の導入 等に取り組むほか、
 - ⑤ 関連施策として脱炭素化支援機構を活用した民間投資の促進、太陽光パネル等の廃棄・リサイクル も行う。

〈地域共生型再エネの導入〉

畜産ふん尿を活用した脱炭素化 (北海道上士幌町)

- 畜産ふん尿の処理過程で発生するメタンガスを利用したバイオガス発電等の電力を地域新電力を通じて町全域の家庭・業務ビル等に供給し脱炭素化
- 役場庁舎中心に大規模停電などの非常時においても防災拠点として電力を確保



バイオガスプラント

屋根置き太陽光が設置できない観光エリアの脱炭素化 (兵庫県姫路市)

- 従来型の太陽光発電施設の設置が困難な世界遺産・国宝「姫路城」を中心とした特別史跡指定区域内等を脱炭素化
- 郊外市有遊休地に太陽光・蓄電池を設置し、再エネ供給を行いゼロカーボンキャッスルを実現し、観光地としての魅力とブランド力向上



姫路城

〈公共施設での太陽光発電導入の率先実行〉



北海道胆振東部地震 (H30.9) 停電発生
→停電発生と同時に自立運転に切替え、
最低限のコンセントや電灯が使用可能に

〈民間企業による自家消費型太陽光発電導入〉



花王は、2019年2月から、グループの栃木工場の既設生産棟2棟の屋根に約1,500kW分の自家消費型PVを導入。

図1 栃木工場の太陽光発電設備(生産棟の屋上に設置)

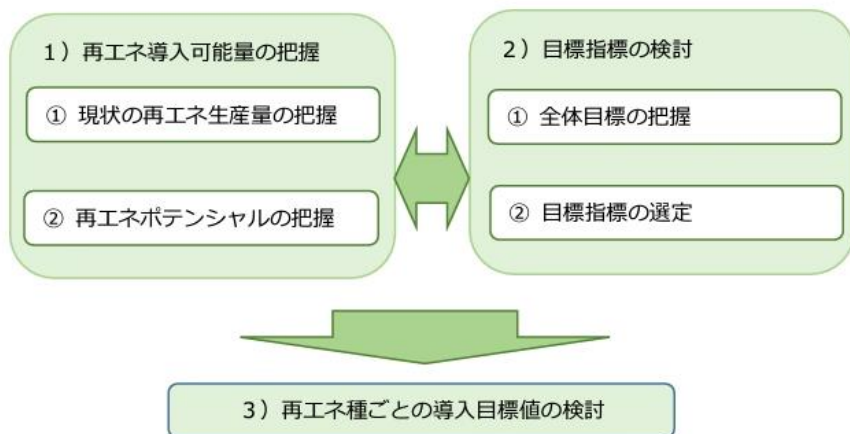
地方公共団体における再エネ導入目標

目標設定の意義

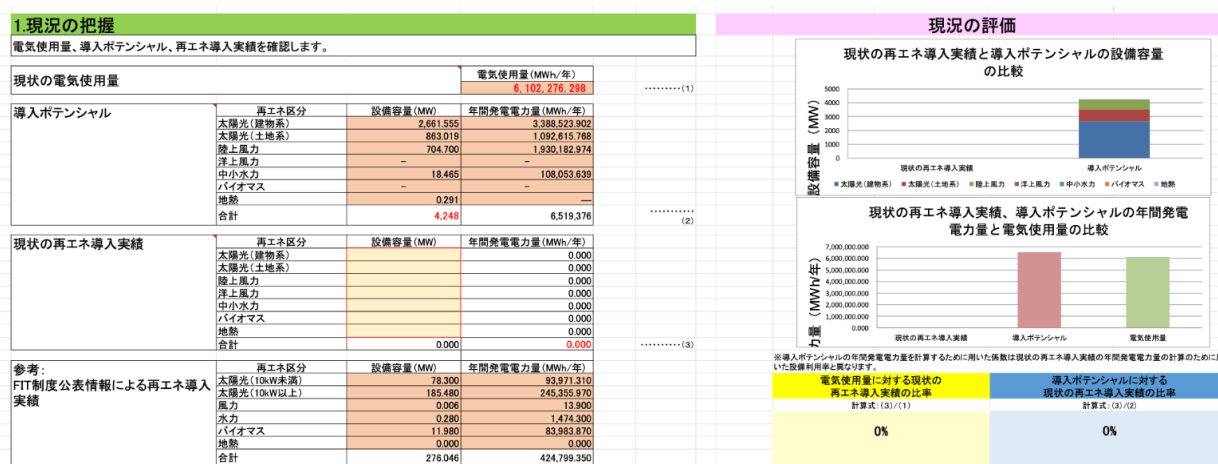
- 温対法21条3項では、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する場合、再生可能エネルギーの導入促進に関する施策及びその実施に関する目標（＝**再エネ導入目標**）を定めることとされている。
- 再生可能エネルギー導入について、定量的な進捗管理目標を設けることで、地方公共団体としての取組状況を明確なものとし、定期的な評価・より実行的な施策への改善に活用することが可能。

目標設定方法

- 1) 現状の再エネ生産量および域内の導入ポテンシャルを把握（ex. FIT 制度公表情報による再エネ導入実績・REPOS 等）
 - 2) 計画における総削減目標（ex.総量削減目標達成に必要な再エネ導入量）の把握及び把握可能な目標指標（ex.再エネ設備容量（kW 等））を選定
 - 3) 上記を踏まえ、再エネ導入の目標値を定めることにより、**定量的な目標設定が可能**
- ※**再エネ目標設定支援ツール**により、ポテンシャルと導入目標値を視覚的に比較しながら検討可能



再エネ導入量の目標設定フローイメージ



再エネ目標設定支援ツールの表示

参考事例：長期の再エネ導入目標から逆算した導入目標の設定（長野県）

- 長野県では、2021年6月に「長野県ゼロカーボン戦略～2050ゼロカーボン実現を目指した2030年度までのアクション～」を策定しました。
- 再エネ生産量の目標設定については、短期（2030年度）及び中期（2040年度）は、2010年度から最新実績年度までの傾向に基づき2020年度の値を推定した上で、2050年度の目標値との線形内挿を行い、算出しました。



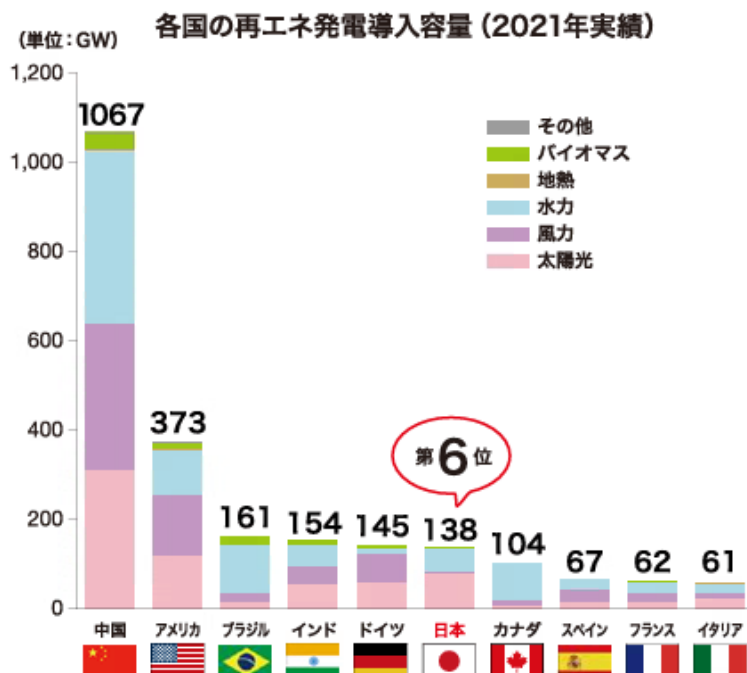
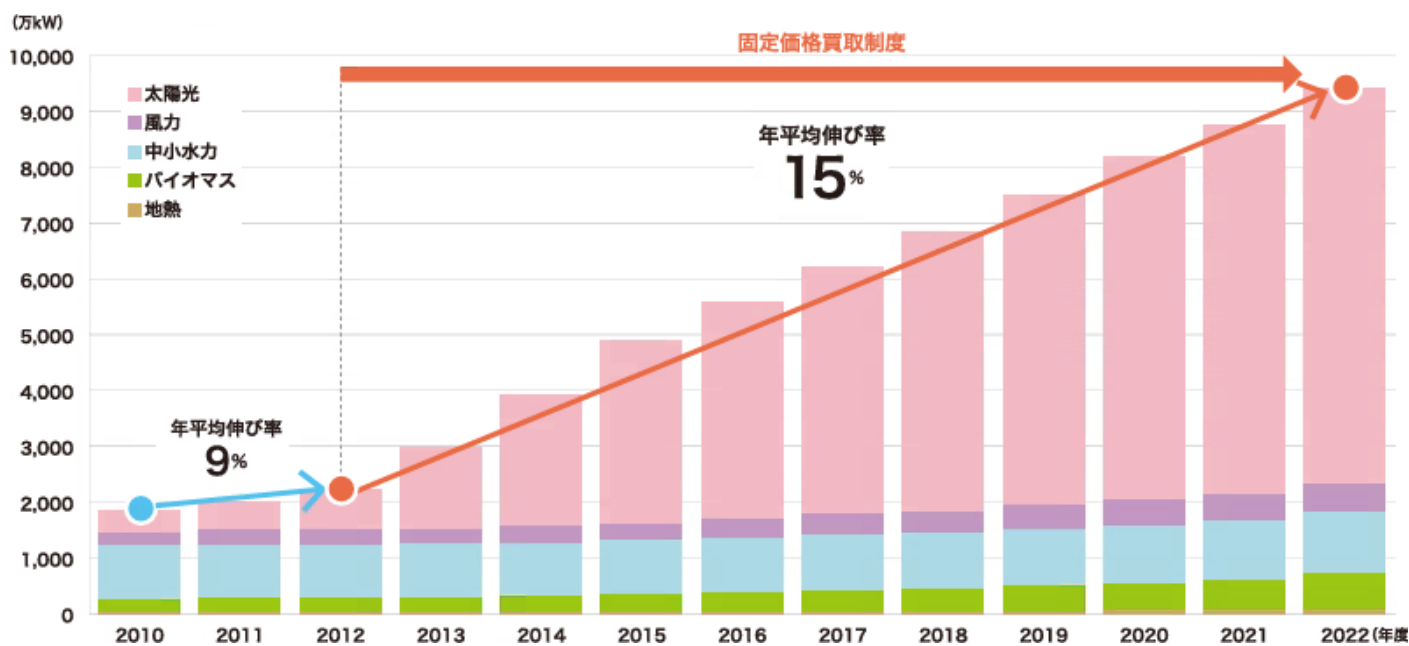
各種再エネ生産量に関する目標

2. 再エネ導入の現状及び各主体の取組

日本の再エネ導入の現状

- 2012年の固定価格買取制度の導入以降、再エネの設備容量は急速に拡大
- 2021年時点での我が国の再エネ発電導入容量は世界 6 位

再エネの設備容量の推移(大規模水力は除く)



出典: JPEA出荷統計、NEDOの風力発電設備実績統計、包蔵水力調査、地熱発電の現状と動向、RPS制度・固定価格買取制度認定実績などにより資源エネルギー庁作成

出典: IEA「Renewables 2021」より資源エネルギー庁作成

朝日新聞デジタル > 記事

「事業中止含め見直し検討を」 大規模風力発電アセスめぐり滋賀知事

武部真明 2023年3月21日 10時15分



環境アセスメントへの意見書について話す三日月大造知事=県庁

滋賀県 長浜市 と 福井県 南越前町にまたがる山林に計画されている大規模な 風力発電事業 で、事業者が作成した 環境影響評価（環境アセスメント）準備書について、三日月大造 知事は3月20日、「重大な影響が懸念され、回避できない場合は事業取りやめなどの検討を」とする意見書をまとめ、認可権者の経済産業相に提出した。追加調査や専門家による検討会の設置なども求めている。

三日月知事は20日の定例会見で「県環境影響評価審査会の意見や住民らによる 公聴会、研究者からの要望・指摘などを総合的に勘案して意見をまとめた。事業者には真摯（しんし）な対応を期待する」と述べた。

この事業は「（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業」で、事業者はグリーンパワーインベストメント（GPI、本社・東京都港区）。約830ヘクタールに高さ188メートルの風車最大39基（最大出力約16万キロワット）を建設する計画。完成すれ

ば、陸上では国内最大級の 風力発電 になるという。

意見では、予定地やその周辺について、希少なブナ林や、イヌワシなど絶滅が危惧される多様な動植物が分布し、渡り鳥のルートの可能性が高いなど重要な自然環境が残る地域として、事業はこうした豊かな生態系を損なう懸念があると指摘。昨年8月の豪雨で予定地の一部が被災して、下流の高時川が氾濫（はんらん）、濁りが長期化し、姉川下流でアユの産卵が激減したことに触れ、河川環境への影響にも言及した。

国内有数の風力発電量誇る県、知事は声荒らげ「再生エネルギーだったら何やってもいいのか」

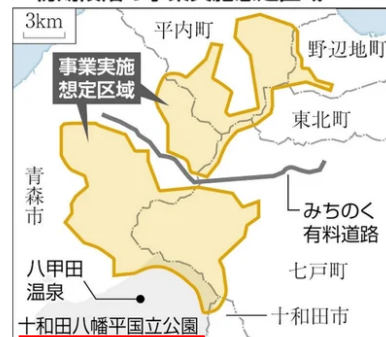
2022/09/09 15:29

この記事をスクラップする



国内有数の風力発電量を誇る青森県内で、景観や環境を損なうとして発電事業の計画変更を求める動きが表面化している。現在、複数の事業者が環境影響評価の手続きを進めているが、住民が反対意見を表明する事業もあり、地元の理解を得られるかが課題となっている。

◆みちのく風力発電事業の初期段階の事業実施想定区域



「再生可能エネルギーだったら何やってもいいのか」。三村知事は8月3日の定例記者会見でこう声を荒らげた。話題に上ったのは、青森市や十和田市、平内町など6市町の約1万7300ヘクタールに最大150基の風車を設置する「みちのく風力発電事業」で、ユーラスエナジーホールディングス（東京）が2030年4月の運転開始を目指し計画を進めている。

計画で懸念されているのは、事業実施想定区域に八甲田山系周辺が入っていることだ。八甲田山系は雄大な自然があり観光地としても知られ、環境や景観への影響を心配する声が根強い。5月には山岳ガイドらでつくる市民団体が計画見直しを求め、約7600人分の署名簿を県に提出。団体は住民向け説明会を開くなどの活動を展開しており、浜部信彦代表（70）は「青森の大きな財産である八甲田の景観が損なわれてはならない。生態系への影響も計り知れない」と訴え

2023/5/1 06:00 神戸新聞NEXT

陸上の巨大風車建設、強まる逆風 騒音や景観懸念、住民ら反対運動 拡大へ洋上に活路

各地で風力発電施設の建設が進んでいる。脱炭素社会に向けた再生可能エネルギー拡大の一翼を担うが、その巨大な風車の足元に大きな不安を抱える。

兵庫県南あわじ市南西部。沿岸に近い丘陵に、高さ約130メートルの風車15基が連なる。関西最大級の風力発電施設「CEF南あわじウインドファーム」。総出力3万7500キロワットは、一般家庭の約1万2千世帯分の電力を賄える。

2007年8月に、北海道に本社を置く事業者が本格稼働させた。そのすぐ近くの山中に昨年末、総出力計約7万キロワット（風車は最大16基程度）の風力発電施設の建設計画が浮上した。現在、東京の事業者が環境影響評価（アセスメント）手続きを進める。

地元が特に懸念するのが、2施設の近接による騒音の影響だ。兵庫県などが事業者に調査を求めており、同市の担当者は「クリーンエネルギーを増やすことも必要だが、住民の環境も大切。事業者には丁寧に説明してほしい」と話す。

（中略）

風力発電の発電量は、この10年でほぼ倍増した。兵庫県内では「再エネ先進地」として自治体が普及に力を入れてきた淡路島で、大小2カ所の大規模施設が稼働する。一方、日本海に面した新温泉町では、地元の反対で建設計画が暗礁に乗り上げる。

湯村温泉近くで6年前、山間の約1967ヘクタールが日本最大級の風力発電施設（21基、総出力9万2千キロワット）の建設予定地となった。今年4月に稼働予定とされたが、着工の見込みはない。

地元では、騒音や低周波による健康被害や土砂災害などへの懸念が広がった。住民らは計画に反対する署名を同町に提出。希少鳥類のイヌワシやクマタカの生息域で、保護団体も建設中止の論陣を張った。

「巨大な風車で取り囲まれ、地域の風景も暮らしも変わってしまう」と地元・熊谷区の川中清司前区長（70）。事業者は「住民の手に納めいただくまで説明したい」としている。

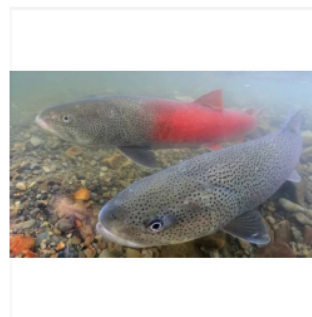
視界不良となっている陸上での風車建設。政府は「洋上」に活路を見いだす。（石沢菜々子、横田良平）

幻の魚イトウの「聖地」 北海道猿払川水系に風力発電計画

10/15(日) 14:30 配信 17



北海道新聞



国内最大の生息地とされる猿払川水系の産卵場所で寄り添うイトウのペア＝西野正史撮影、魚眼レンズ使用

「幻の魚」と呼ばれる絶滅危惧種イトウの国内最大の生息地とされる猿払川水系（宗谷管内猿払村）周辺で、最大59基の風車を稼働させる風力発電の事業計画が浮上し、自然保護団体や関係者に生態系への影響を懸念する声が上がっている。国立環境研究所（国環研、茨城県つくば市）の専門家は「一帯はイトウに残された最後の聖域。計画は大量死のリスクを高める」と事業の中止を求めている。

「不誠実な説明で合意書」 風力発電計画で住民団体、和歌山県に事業者への指導要望

9/14(木) 16:25 配信 8



和歌山のニュースは AGARA 紀伊民報



県側（右）に風力発電事業の事業者への指導を求める住民団体メンバーら＝13日、和歌山県庁で

和歌山県の印南町と日高川町の山間部に計画されている風力発電事業を巡り、事業者が地権者に対し、不誠実な説明で、発電施設の設置に同意を求める「合意書」を集めているとして、地元の住民団体が13日、県に対し、改めるよう事業者に指導してほしいと申し入れた。一方、事業者は紀伊民報の取材に対し「説明を尽くして理解を得ている」と反論している。

地域共生型再エネの導入の推進

再エネの最大限の導入のためには、**地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを増やすことが重要。**

環境省は、地域共生型の再エネ導入を支援

- 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献

環境省による取組

- 改正温対法に基づく再エネ促進区域（地域脱炭素化促進事業）の運用に関する支援を実施
- 環境アセスメント制度により、地域共生型の事業計画の立案を促進
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等による支援を実施



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入

迷惑施設と捉えられる再エネには厳しく対応

- 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足

環境省による取組

- 環境アセスメント制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションの確保。これらが不十分な事業に対し、環境大臣意見を述べる際は厳しく対応（例：埼玉県小川町^{おがわまち}での事例）
- 各省における、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の確保の取組との連携



傾斜地の崩壊が発生したため、法肩部分の架台が流出した事例



法面保護工が崩れて流出した事例

出典：いずれも、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版（NEDO）

国による地域共生型再エネ導入のための事業規律強化～FIT/FIP制度～

出典：令和6年5月29日総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第62回）資源エネルギー庁作成

地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 ～改正再エネ特措法（2024年4月施行）等による措置～

<地域でトラブルを抱える例>

土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備



不十分な管理で放置されたパネル



景観を乱すパネルの設置



①土地開発前

- 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、許認可取得を再エネ特措法の申請要件とするなど、認定手続厳格化。

②土地開発後 ～運転開始

- 違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合にFIT/FIP交付金を留保する措置といった再エネ特措法における新たな仕組みを導入。認定取消しの際の徴収規定の創設。

③運転中 ～廃止・廃棄

- 2022年7月から廃棄等費用の外部積立を開始。事業者による放置等があった場合、廃棄等積立金を活用。
- 2030年代半ば以降に想定される使用済太陽光パネル発生量ピークに計画的に対応するためパネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する等の対応を実施。
- 経産省と環境省で有識者検討会を開催し、使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リユース、リサイクル及び最終処分を確実に実施するための制度検討を連携して進めていく。

④横断的事項

- 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など周辺地域への事前周知の要件化（事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様）。事前周知がない場合には認定を認めない。

5-2 太陽光発電地域調和条例

市内全域で太陽光発電設備設置を許可対象

- 施行年月：令和2(2020)年4月
- 対象地域：市内全域を許可対象（右図参照）
- 対象事業：太陽光発電設備：建築物に設置など一部対象外
- 禁止区域：砂防指定地、土砂災害警戒区域等防災上の観点
- 抑制区域：自然環境、住環境、景観及び歴史的価値保全の観点
⇒ 当該区域の許可要件に「緩衝帯設置」を追加

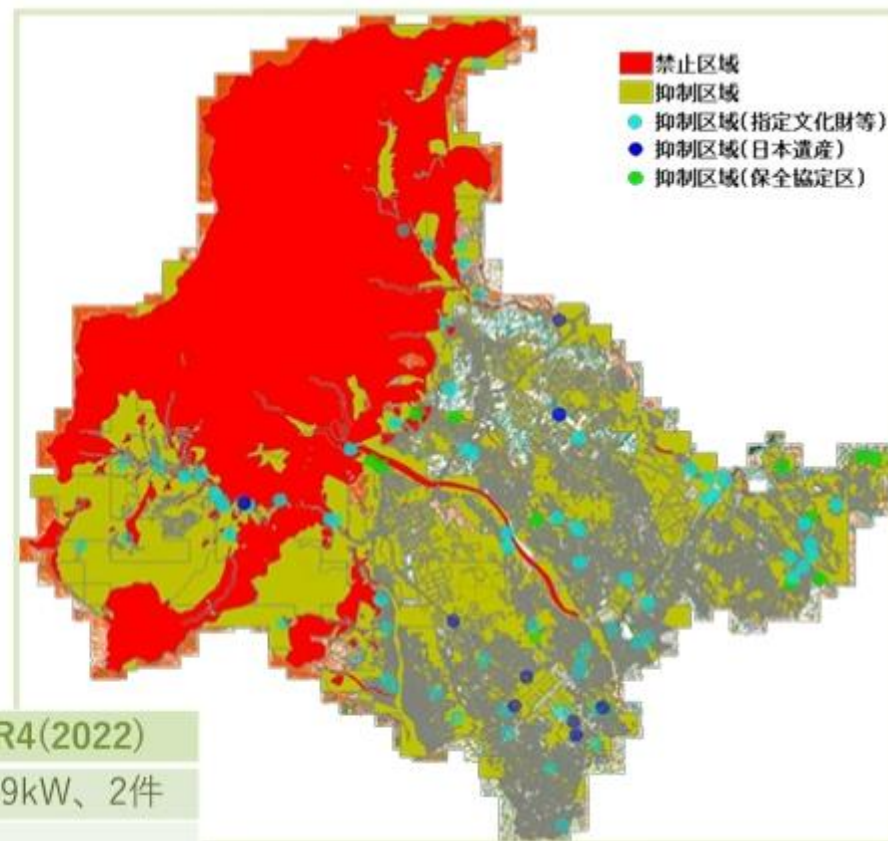
- 手続き：



- 適用実績：事前協議受付件数

	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
10 kW以上 50 kW未満	424kW、9件	743kW、15件	99kW、2件
50 kW以上 1,000 kW未満		1,634kW、4件	
1,000 kW以上	1,000kW、1件	3,980kW、2件	

※ このうち、21件(2,886kW) が許可申請に至り、内13件(2,022kW)が許可済である。



宮城県による「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」の概要

※令和5年7月に宮城県議会で条例が可決

目的

再生可能エネルギーの最大限導入と環境保全の両立に向けて、再エネ発電事業の地域との共生を促進する。

税の概要

課税対象：

- ・0.5ヘクタールを超える森林の開発行為の着手から完了後5年以内に着工された太陽光・風力・バイオマス発電設備。
- ・地域脱炭素化促進事業として市町村が認定した事業やそれに準ずると認められる事業等の計画により使用される設備については非課税。

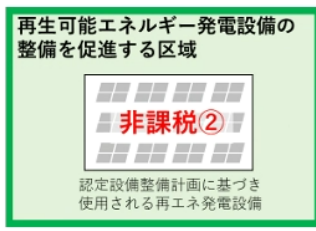
納税義務者：再生可能エネルギー発電設備の所有者

税率：

- ・再生可能エネルギー源の種類により設定（営業利益の20%程度に相当）
- ・太陽光・風力発電設備についてはFIT価格等に応じて区分

条例の効力：施行の日から5年間

【地域脱炭素化促進事業、農山漁村再エネ法による認定設備整備計画、準ずる事業の整理】

	①認定地域脱炭素化促進事業	②認定設備整備計画に基づき行われる事業	③準ずる事業
根拠法令	温対法	農山漁村再エネ法	再エネ地域共生促進税条例
認定者	市町村	市町村	宮城県知事 (市町村長が①、②に準ずると認め、宮城県知事が認定する)
市町村における計画の策定	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が必要	農山漁村再エネ法に基づく基本計画の策定が必要	不要
市町村における区域の設定	地方公共団体実行計画（区域施策編）において、促進区域の設定が必要	基本計画において、「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」の設定が必要	不要
要件	「地域の環境の保全のための取組」や、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」等の配慮すべき事項の遵守	「農林漁業の健全な発展に資する取組」や「自然環境の保全との調和」等の配慮すべき事項の遵守	①、②に準じた取組が求められる
再エネ地域共生促進税の課税	非課税	非課税	非課税
イメージ図			

出典：地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドライン（地域の合意形成・地域の理解関連）宮城県作成

施行までの動き

- ・地方税法に基づき、法定外税の新設にあたっては、総務大臣に協議を行い、令和5年11月17日付で総務大臣の同意を得た上で、宮城県は令和6年4月1日に条例を施行。
- ・令和5年9月に、地域脱炭素化促進事業の認定等に関するガイドラインを独自に整備して公表。

青森県「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」の概要



趣旨

- 電力の構造転換が図られている中、再生可能エネルギーの普及拡大が国全体として必要不可欠。
- 一方で、未来世代へと引き継がれるべき自然環境を守らなければならない新たな局面に。
- 持続可能で共存共栄をしていく姿を描いていくことが必要。
- 自然環境と再生可能エネルギーの共生のあり方について、目指す姿とその前提を定め、ルールづくりについて一定の方向性を示し、併せてそのスケジュールを示すもの。

目指す姿とその前提

自然環境との共生を前提に、県内の電力需要相当量※の全てを再生可能エネルギーによる発電で賄うことが可能な規模の導入を目指す。

※ 年間総量ベースでの比較

<前提>

- ① 自然環境との共生
- ② 県・地元自治体・地域関係者の合意
- ③ 地域経済等への貢献



我が国が目指す脱炭素社会の実現とエネルギーの安定供給に向け、原子力事業・サイクル事業等を通じて国全体の電力需要にも貢献。

自然環境との共生に向けたルールづくり

陸上風力、太陽光など

- 再生可能エネルギーと地域・自然との共生に係る条例等の制定
 - 再生可能エネルギー施設の**立地を禁止するエリアをゾーニング**
 - **地域との合意形成**を円滑にするための**プロセスを制度化**
- 市町村による促進区域設定を支援
 - **青森県基準を策定**するなど、促進区域設定等の計画策定の取組を支援
- 脱炭素社会実現に向けた取組
 - エネルギーの地産地消を推進
 - 自家消費型再生可能エネルギー設備等の導入を促進



出典：自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想 令和5年9月12日青森県作成
(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/energy/enerugi/kyouseikousou.html>)

福島市による「ノーモア メガソーラー宣言」

福島市は、災害の発生が危惧され、誇りである景観が損なわれるような**山地への大規模太陽光発電施設の設置をこれ以上望まないこと**、また、地球温暖化の防止は未来を守る喫緊の課題であることから、**省エネルギー・省資源化に取り組むとともに、地域と共生する再生可能エネルギー事業を積極的に進めていくこと**を合わせて、**市の方針・意思表示**として「ノーモア メガソーラー宣言」を行っている。

大規模太陽光発電施設の設置に係る本市の現状と課題（４）

- 8 -

3 太陽光ガイドラインの運用について

ガイドラインに基づき、事業者に対して法令順守、地域住民等との調和を求める

▶必要に応じ、行政指導を迅速かつ柔軟に実施

一方、適法な手続きがなされ、ガイドラインでは抑えられず事業化されるケースも

（例：農地転用や林地開発許可など）



「福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」（概要）

令和元年10月31日施行

福島市では、「福島市脱炭素社会実現実行計画（令和3年2月策定）」に基づき、本市の地域特性にあった再生可能エネルギーの導入を推進しておりますが、太陽光発電事業の実施に際しては、**市民にとってかけがえのない財産である豊かな自然と魅力ある景観を守り、大切な宝として次世代へ守り継いでいくことが重要**であると考えております。

そうした考えから、本市では、景観や自然、安心安全な生活環境との調和を図ることなど配慮すべき事項や手続きを定め、事業者に対し、事業の適切な実施を求めるガイドラインを策定しました。

太陽光発電施設の設置を検討、計画している事業者の方は、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、遵守するよう努めてください。また、既に着工している事業者の方又は事業を実施している事業者の方においても、本ガイドラインの趣旨に沿って、適正な施工や維持・管理に努めてください。

ノーモア メガソーラー宣言 ～地域共生型の再エネ推進の決意を込めて～

吾妻連峰と阿武隈高地に囲まれた盆地に、信夫山や花見山などの里山が点在し、花やくだもの畑が広がる田園風景は、福島市民の誇りであり、心に刻み込まれたふるさとの光景です。

しかしながら、山あい到大規模太陽光発電施設の設置が相次ぎ、森林の伐採や用地造成によって、景観が悪化してきています。そればかりか、保水機能の低下によって災害の発生が危惧され、地域の安全性に対する市民の懸念も高まっています。

私たちは、市民生活の安全安心を守り、ふるさとの景観を地域の宝として次世代へ守り継いでいかなければなりません。

福島市は、災害の発生が危惧され、誇りである景観が損なわれるような山地への大規模太陽光発電施設の設置をこれ以上望まないことをここに宣言します。設置計画には、市民と連携し、実現しないよう強く働きかけていきます。

一方、地球温暖化の防止は、私たちの未来を守る喫緊の課題です。「福島市ゼロカーボンシティ宣言」に掲げる2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、徹底した省エネルギー・省資源化に取り組むとともに、次世代技術も導入しながら、本市の実情に応じ、地域と共生する再生可能エネルギー事業を積極的に進めていくことを合わせて宣言します。

令和5年8月31日

福島市長 木幡 浩

地域と共生した再エネ事業 ～事業者の取組事例～

地域に裨益する再エネ事業の拡大を目指し、再エネ事業者の取組も多様化。再エネ事業とともに様々な地域振興策も行われている。

社会 ～レジリエンスの向上～



- 地域のエネルギーを効率的に利用し、地域外への資金の流出を削減。
- 災害時（停電時）は、非常用電源として活用し、レジリエンスに寄与。

【よなご未利用エネルギー活用事業の全体像（非常時対応型VPPの構築）】



※エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金（経済産業省資源エネルギー庁）により実施。

©Local Energy Corporation All Rights Reserved.

7

たんたんエナジーの役割

～「エネルギー」と「人」をつなぐハブ機能を果たし、再エネの受容度を高める～



地域振興策の事例



3つの視点で取り組んでいます。

- ・ **産業構築** : ビジネス構築、既存産業の活性、スモールビジネスの立ち上げ
- ・ **脱炭素** : 計画づくりの支援、導入支援
- ・ **普及啓発** : エネルギー教育、環境教育、地域教育、キャリア教育

また、日々の取り組みを通して、地域のみなさまとの協働や地元の一員として行事に参加。



青森県つがる市：一次産業振興として新規技術の導入に活用



島根県浜田市：地域産材を使った中学校の校舎木質化と森林教育を実施



高知県大月町：発電所見学ツアー一般開放は累計約6,000人が来訪

Green Power Investment Corporation 2023 © All Rights Reserved.

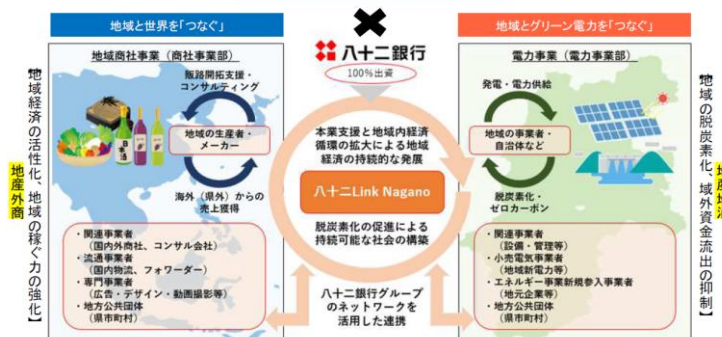
7

八十二Link Naganoが目指すもの



各事業の目的達成に加え、地域の稼ぐ力を強化する商社事業（地産地消）と域外への資金流出を抑える電力事業（地産地消）の併営で、一つの会社で「地域内経済循環の拡大」への貢献を目指します

会社全体「地域をつなぐ、未来をつくる」



Hachijuni Link Nagano Co., Ltd.

5

地域と共生した再エネ事業 ～事業者の取組事例～

- リエネソーラーファーム東松山（発電事業者：東急不動産（株））では、地域コミュニティの創出や、地域用電源の設置、収穫作物の地産地消等を行うことで地域貢献や社会課題の解決に資するソーラーシェアリングを実施。

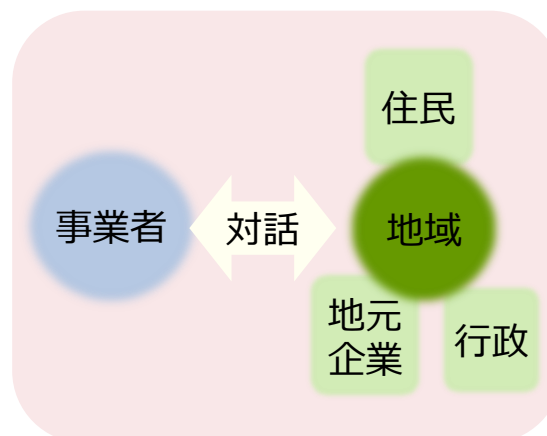
再生可能エネルギー

ソーラーシェアリング



- ・ソーラーシェアリングに最適な農作物や栽培方法の検証。
- ・日射影響を踏まえて収穫量を予測し収益性を検証。
- ・作物をホテルレストランへ提供、食品残渣をコンポストで堆肥化、肥料を本田畑で利用し、“食の循環”を実現。

ソーラーシェアリング導入とあわせて、地域共生施設を通じたまちづくり



地域共生

地域共生施設・地域レジリエンス



- ・空き家を活用し、カフェやコワーキングスペース等、地域のにぎわいスペースに改装。
- ・ソーラーシェアリングで採れた野菜を使ったメニューを提供。
- ・地元店舗を中心としたマーケットの開催。
- ・農業用、災害時用としての地域用電源の設置。

地域と共生した再エネ事業 ～農山漁村再エネ法～

- 熊本県合志市では、農山漁村再エネ法に基づく認定制度を活用し、再エネ導入（太陽光）により得られた売電収入の一部を農業振興に還元しており、用水路の改修や調整池の維持管理、農業の6次産業化支援に充てている。

合志農業活力プロジェクト合同会社

太陽光

風力

バイオマス

小水力

地熱

農山漁村再エネ法

設備概要

- 発電種類：太陽光発電
 - 発電出力：999.6kW
 - 発電量：約115万kWh/年
 - 建設費：約2億6,750万円（消費税別）
 - 運転開始：2014年3月
- ※ 地域還元型農産漁村再生可能エネルギーモデル
早期確立事業（農林水産省補助事業）活用

事業概要（経過）

2013年01月

太陽光発電設備の建設や、売電収入を活用した地域振興を共同で推進するため、合志市、熊本製粉(株)・自然電力ファーム(株)の3者で包括連携協定を締結。

2013年08月

発電設備を管理・運用するため、合志市農業活力プロジェクト合同会社を設立。翌年4月には、売電収入を活用して農業支援を行う(一社)合志農業活力基金を設立。

2014年03月

市所有の遊休地において、太陽光発電設備が稼働開始（着工は2013年12月）。助成金は17年間で償還予定。

2015年09月

アジアのエネルギー業界における草分け的なプロジェクトとして、「Asian Power Awards 2015」において「Solar Power Project of the Year」金賞を受賞。

【問合せ先】合志市役所 商工振興課（TEL：096-248-1115）

熊本県合志市 合志農業活力 プロジェクト合同会社

— 地域農業の新たな可能性を広げる農業振興型太陽光発電 —

課題
1

市の自主財源の減少によって、市の基幹産業である農業を始めとする、将来の人口減少に備えた予算の捻出に苦労していた。

課題
2

環境にあまり配慮されていない時代の古い焼却場跡地（遊休地）があり、用地として利活用が難しくなっていた。

発電

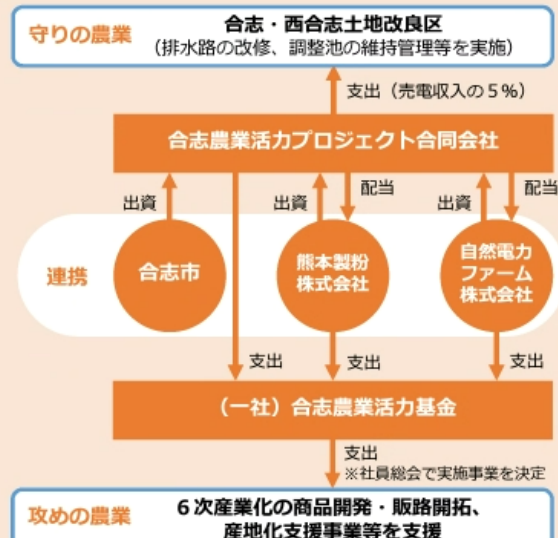
課題を解決するため、市、地元企業、発電事業者の出資によって合同会社を設立し、遊休地を活用した太陽光発電事業を開始。

効果

売電収入を活用し、「守りの農業」、「攻めの農業」と題した、長期的・多角的な農業振興のプロジェクトを実施中。

point

事業スキーム



「攻めの農業」の実績

機能性成分を含む新品種米の栽培支援や、規格外農産物を使用したコールドプレスジュースの開発・試験販売、機械の導入等を支援。
2018年11月には、熊本市のブルフリーと共に開発に携わったクラフトビール（甘草を使用）や野菜チップスの販売が開始。

3. 地域脱炭素化促進事業制度

地球温暖化対策推進法改正の背景

- 地方自治体における地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネの活用が必要**。その際、**地域経済の活性化**や**災害に強い地域づくり**など、**地域に裨益する再エネ事業とすることが重要**。一方、環境影響等の再エネ事業に伴う**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**や**環境配慮**が課題。
- これを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度を拡充**し、**地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した「**地域脱炭素化促進事業**」を推進する仕組みを創設。**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**環境共生型の地域の脱炭素化を促進**する。
- あわせて、実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、適切な実施目標の設定を促進する。

地域共生型再エネ（例）

- ・ 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- ・ 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- ・ 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献

迷惑施設と捉えられる再エネ（例）

- ・ 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- ・ 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入



傾斜地の崩壊が発生したため、
法肩部分の架台が流出した事例

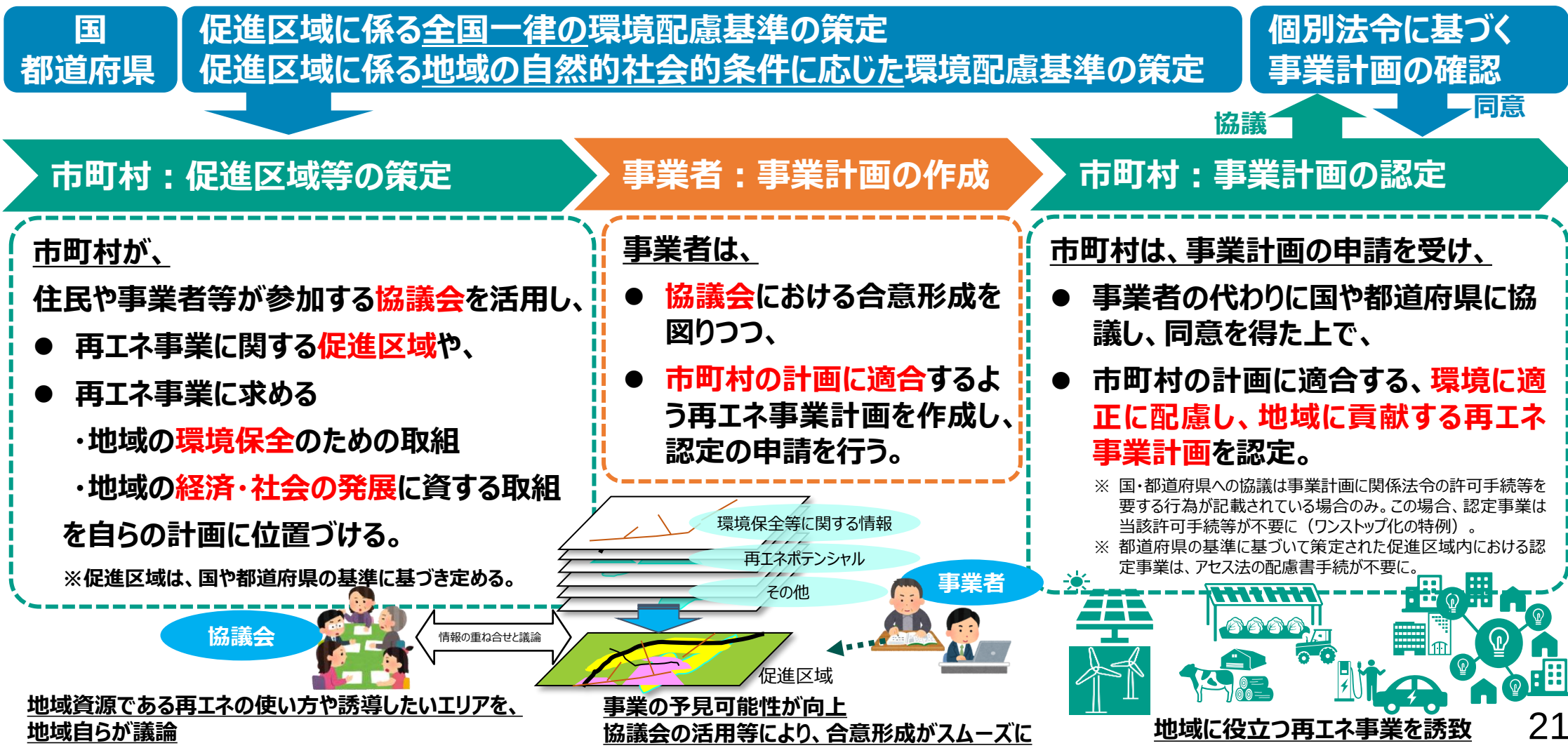


法面保護工が崩れて流出した事例

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み

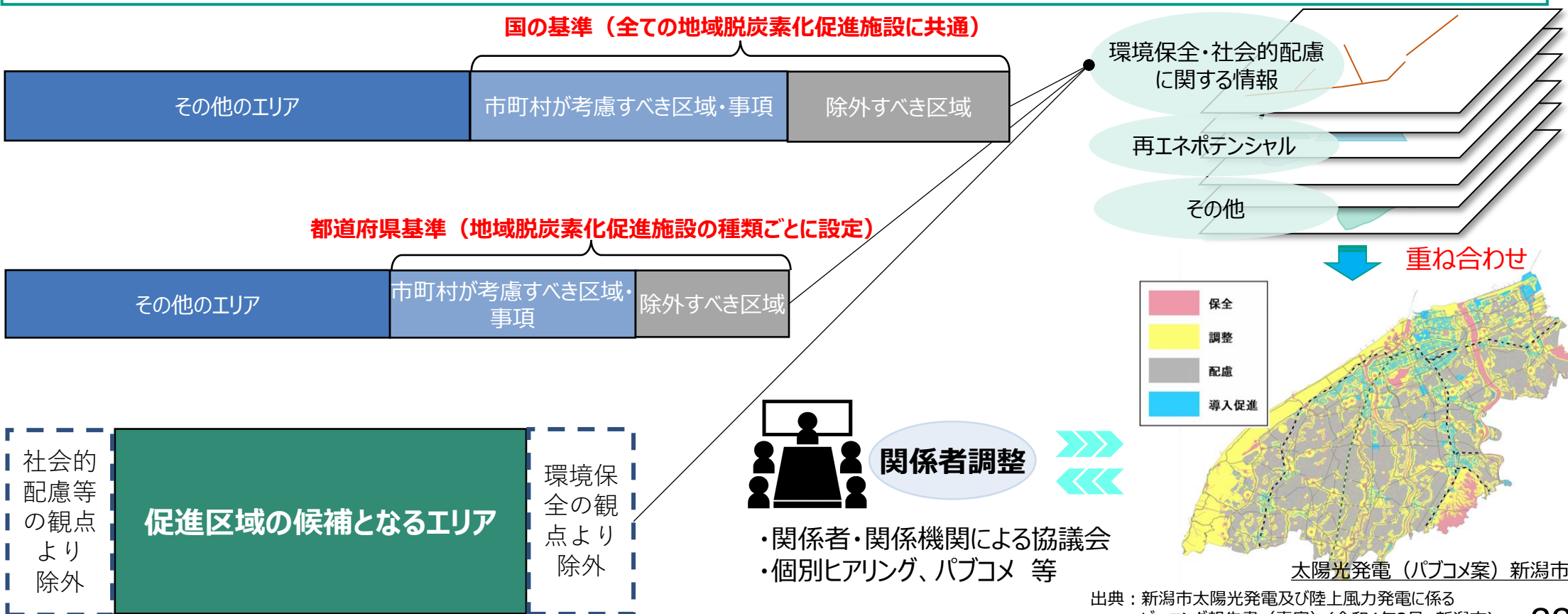
- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



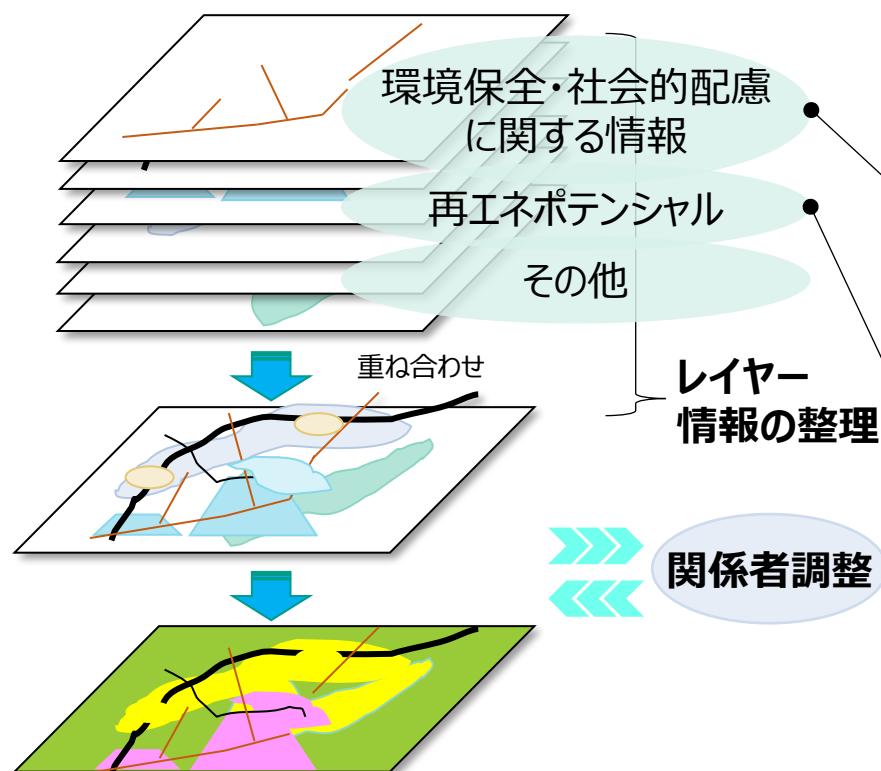
「促進区域」の設定

- 国・都道府県基準、市町村として環境保全・社会的配慮が必要なエリア等を踏まえ、関係機関等との調整の上、**促進区域を設定し、市町村の実行計画に位置づけ**。
- 設定に当たっては、土地利用やインフラのあり方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、**まちづくりの一環として取り組むことが重要**であることなどから、広域で検討する「**広域的ゾーニング型**」が**理想的な考え方**。
- 短・中期的な再エネ導入の観点からは、「**地区・街区指定型**」、「**公有地・公共施設活用型**」、「**事業提案型**」といった促進区域の抽出方法の考え方もあり、状況に応じて検討。



促進区域抽出の方法（広域的ゾーニング型）

- 地域脱炭素化促進事業の促進に当たっては、土地利用やインフラの在り方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、まちづくりの一環として取り組むことが重要であることから、広域で検討する「**広域的ゾーニング型**」が理想的な考え方です。
- 広域的ゾーニングでは、**市町村全体もしくは一部（広域）を対象**として、国・都道府県基準、市町村として環境保全、社会的配慮が必要なエリア等を**重ね合わせ**、適地を**促進区域**として設定します。



扱う情報

【国（環境省）の基準】

【都道府県基準】

- ・自然環境保全地域、砂防指定地、学校等

【市町村が考慮すべき事項】

- ・その他環境保全の観点から考慮が必要な事項
- ・社会的配慮の観点から考慮が必要な事項

【再エネポテンシャル】

- ・パネル設置可能面積、風況等

関係者・関係機関との調整

- ・関係者・関係機関による協議会
- ・個別ヒアリング、パブコメ 等

ゾーニング手法を活用した促進区域の設定事例（北海道せたな町）

- せたな町では、無秩序な開発を抑制することを目的として、環境保全を優先するエリアと導入が可能なエリアとを明確化するために、ゾーニングマップを作成しました。また、せたな町地域エネルギービジョンにおける導入目標を見据えながら、ゾーニング結果を促進区域に反映しました。
- 協議会や地元説明会を通じて、地域の環境の保全のための取組や、事業者へ期待する地域貢献策等を整理し、地域との合意形成を図りました。

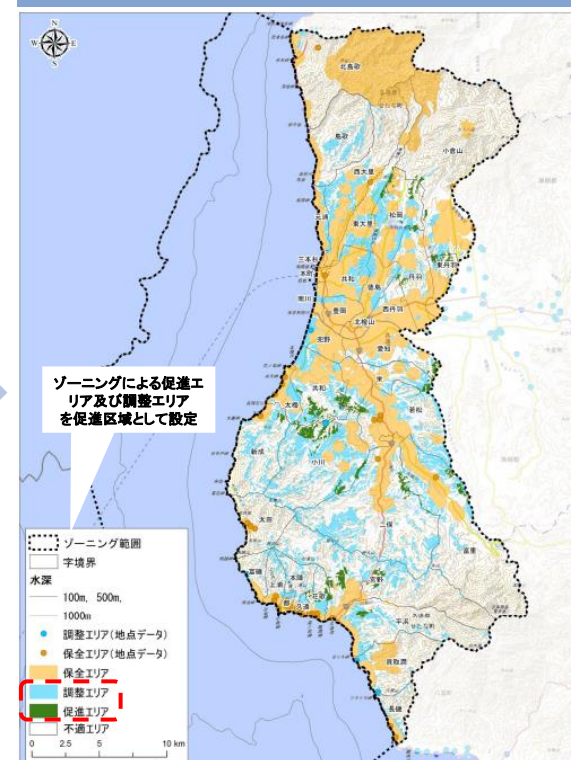
既存情報の収集

区分	整備した環境情報
事業性	風況、日射量 環境省風況マップ(陸上)、NEDO風況マップ(陸上)、NeoWins風況マップ(洋上)、年平均日射量
	標高等 標高、傾斜区分、斜面方位、地上開度、水深
自然環境	インフラ等 既存の再生可能エネルギー施設(風力発電所、太陽光発電所)、系統情報(送電線、電柱位置)、道路、林道、海上インフラ(海底ケーブル、航路標識、海底波高計、海底障害物、魚礁)
	貴重な動植物の生息・生育地 海の重要野鳥生息地(マリンIBA)、生物多様性の観点から重要度の高い海域(重要海域)、藻場、特定植物群落、巨樹・巨木、楠生園(樹高1/2.5万)、植生自然度、保護林
社会環境	地形・地質 日本の典型地形、表層地質図、河川、津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域(河川、ため池)、山地災害危険地区、土砂災害危険箇所、海底質(岩礁の分布)
	景観等 景観資源、主要な眺望点・身近な視点場、長距離自然歩道
その他	歴史・文化 指定文化財、埋蔵文化財包蔵地
	土地利用状況 土地利用区分、原野・雑種地、国有林、民有林、農地(田、畑)、遊休農地、学校跡地、牧場、井戸、指定避難所
その他	法令等による指定地 保護水面、内水面漁業権、自然公園地域、鳥獣保護区、保安林、農業農用地区域、用途地域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害(特別)警戒区域、環境緑地保護地区等、騒音・振動規制区域、漁業権設定区域、港湾区域、漁港区域、河口規制区域(さけ・ます)
	基礎情報 航空写真、地番図、海図、赤色立体図

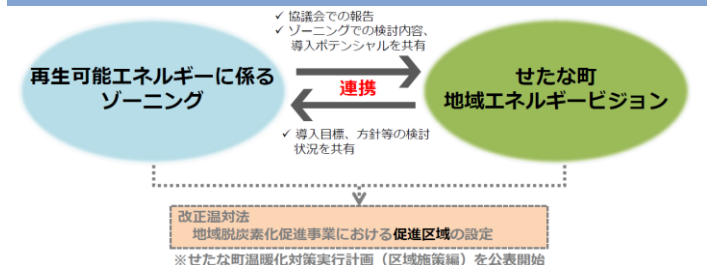
協議会での合意形成



促進区域の設定



地域エネルギービジョンとの連携



ゾーニングにおける合意形成の効果

- 町民や学生向け環境学習を始めとした更なる連携事業を開始するきっかけとなる
- 環境配慮事項だけでなく、地域還元・メリットを含めた期待事項を把握・整理
- 地元住民の心配や留意すべき事項を把握

促進区域抽出の方法（地区・街区指定型）

- スマートコミュニティの形成等を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。

参考となり得る事例 那須塩原市（小水力・バイオマス・太陽光等）



「地域脱炭素化促進事業」とは

- 地域脱炭素化促進事業は、下記A～Dの4つの要素（取組）から構成される。
- 事業者が作成した再エネ導入事業の計画が、市町村策定の実行計画に適合しているなどの要件に該当する場合、地域脱炭素化促進事業として市町村から認定される。

地域脱炭素化促進事業の構成

A

地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する
地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

太陽光 風力
中小水力 地熱
バイオマス

再エネ熱供給設備

地熱 太陽熱
大気中の熱その他の自然界に存する熱
バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は除く。

※再エネ発電設備、再エネ熱供給設備に附帯する設備又は施設を含む。

B

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの
地域供給

EV充電施設の整備

環境教育
プログラムの提供

※上記は取組の一例



C

地域の環境の保全 のための取組

【取組例】

- 希少な動植物の生息・生育環境保全のための取組
- 景観への影響をなくす・最小限に留めるための取組
- 騒音による住居等への影響に配慮した取組

D

地域の経済及び社会の 持続的発展に資する取組

【取組例】

- 地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
- 収益等を活用した高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組

「地域の環境の保全のための取組」の設定

- 「地域の環境の保全のための取組」の検討は、促進区域の設定と並行して行うことが重要。
- 市町村で促進区域を設定するに当たっては、**環境保全の観点から考慮することが望ましい事項、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項**について検討した上で設定することとなる。
- そのうえで、促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明しうることが懸念される場合において、**「地域の環境の保全のための取組」に適切な措置を市町村が位置付けることで、事業の実施に際して事業者において適切な措置が講じられることを担保**することとなる。

地域の環境の保全のための取組（例）

希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間にストレスを与えると繁殖への影響が懸念されることから、現地調査によって生息状況を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を実施

希少な植物の生育環境を保全する観点において、促進区域において希少な植物の生育に関する情報が得られたことから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を回避

景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成するなどにより影響の程度を予測・評価し、発電設備の規模（高さや大きさ）や配置の工夫、周辺景観に調和する色彩や形態の採用、眺望点から見えないように植栽を実施

騒音による影響の観点において、住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を実施

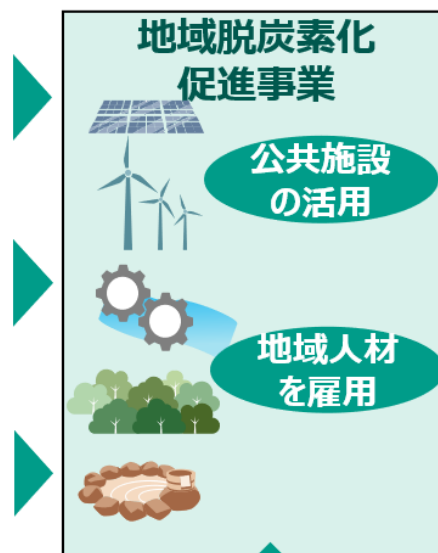
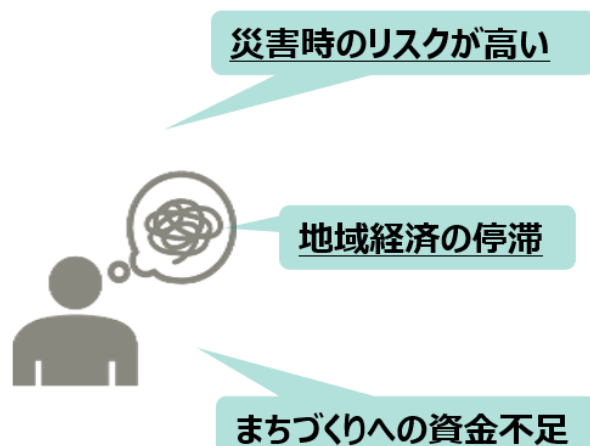
反射光による影響の観点において、学校や病院等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在し、反射光の影響が懸念されることから、太陽光パネルの向きの調整などの必要な対策を実施

その他、環境の保全の観点から、事業規模等に制限を設けること

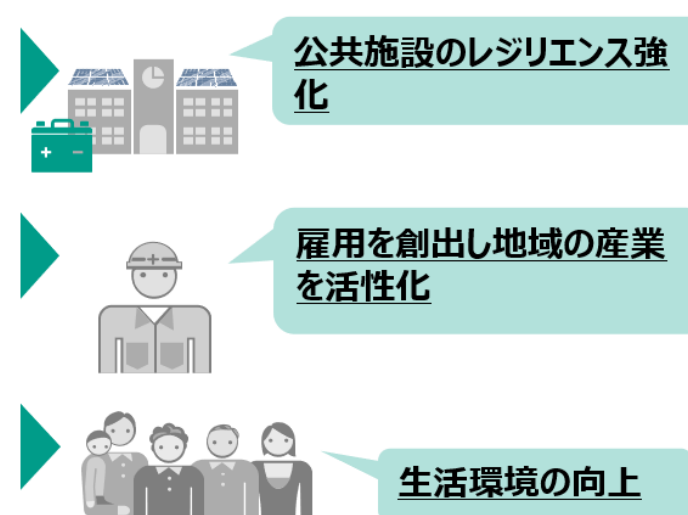
地域の経済及び社会の持続的发展に資する取組

- 「地域の経済及び社会の持続的发展に資する取組」は、地域脱炭素化促進事業が、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質を向上させる地方創生につながるものとなるよう促すことが期待される。
- それぞれの地域によって地域の課題は異なることから、地域のニーズに合致し、かつ、実現可能なものとなるよう、**市町村、先行利用者、周辺住民、事業者等が十分協議**を行いながら、**地域に応じた取組を検討**する。

地域の課題（イメージ）



地域の課題解決（イメージ）

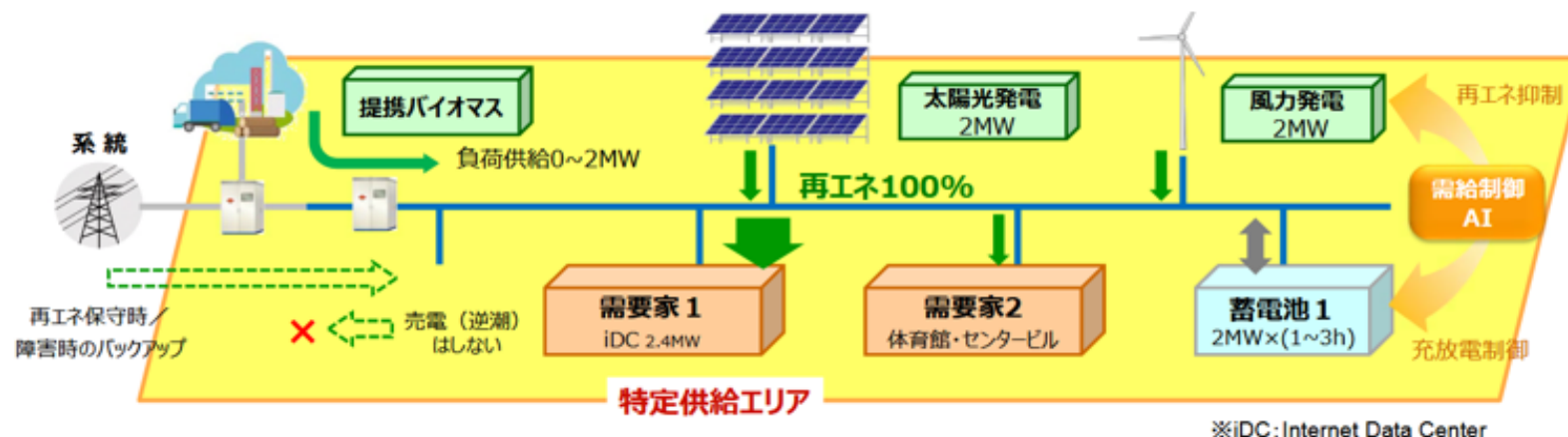


地域へのメリット	地域の経済及び社会の持続的发展に資する取組（例）
地域経済への貢献	・域内への安価な再エネの供給や域内での経済循環を推進する取組 ・地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組 ・地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組 など
地域における社会的課題解決	・再エネの非常時の災害用電源としての活用や、EVシェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にもいかす取組 ・再エネ事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃烧残渣物の有機肥料としての活用等の取組 ・収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組 ・耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策 ・市町村における地域活動等の支援 など

「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の例

参考事例：再エネ事業による企業誘致（石狩市/太陽光・風力・その他）

- ・石狩市では「石狩湾新港地域」内の一部の区域を「再エネ100%ゾーン」に設定し、地域で生産した再エネを100%地域内で活用できる仕組みの構築を目指すと同時に、当地域への産業集積を図る「スマートエネルギー構想」を検討しています。



ゼロエミッション・データセンター

企業誘致・産業集積

- ・ゼロエミッション・データセンターの実現に関する連携協定
- ・石狩湾新港地域への商業施設立地に関する連携協定
- ・石狩湾新港地域における「無人自動配送ロボット」による地域内シェアリング型配送サービスの実証

再生可能エネルギー開発・利用促進

- ・再エネ発電事業等に関する地域連携協定
- ・石狩市石狩湾新港エリアにおける地域マイクログリッド構築に向けたマスタープラン
- ・再エネ海域利用法に基づき、将来、洋上風力発電の有望な区域となり得ることが期待される区域として、北海道石狩市沖が指定
- ・地域脱炭素実現に向けた協定

石狩市における再エネエリア設定を軸とした地産エネルギー活用マスタープラン策定業務（石狩市他）

出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第3版）（令和5年3月）

※石狩市地球温暖化対策推進計画【区域施策編】において、「再エネ100%ゾーンでの操業企業数」が、再生可能エネルギー等の利用促進のKPIとして設定されている。

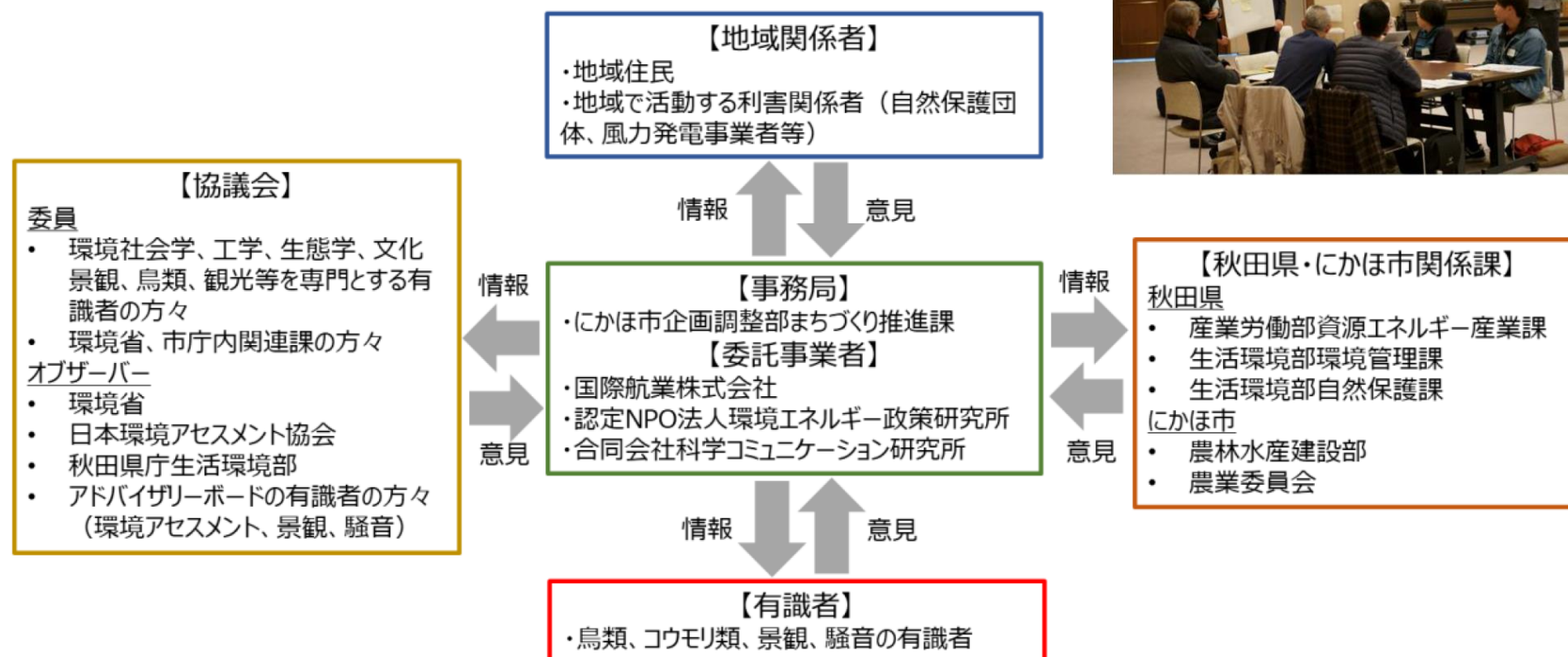
- 地域共生型の再エネの導入拡大のためには、地域における合意形成を丁寧に図っていくことが重要。
- 「協議会」のほか、「個別ヒアリング」、「有識者等ヒアリング」、「説明会」、「アンケート」、「パブリックコメント」等が挙げられる。

方法	概要・特徴
協議会等	多様な主体が集まり、一つのテーマについて議論する。
個別ヒアリング・調整	住民や環境保全団体、先行利用者等に個別に情報共有及び意見聴取する。
有識者等ヒアリング	有識者等から専門的見地からの助言や情報提供を得る。
説明会	対象が広範・多数に及ぶ場合の情報提供や意見聴取を行う。
アンケート	ある特定の対象（住民、事業者、先行利用者等）に広く意見聴取する。
パブリックコメント	住民や事業者等の幅広い関係者・関係機関から広く意見聴取する。
勉強会・ワークショップ	勉強会等の開催により関係者・関係機関の理解を深めることができる。ワークショップでは、少人数のグループ毎にあるテーマで意見を出し合い、多様な立場の方と議論を重ねていく。
普及啓発イベント	協議会等構成メンバー以外にも、広く地域住民、先行利用者等を対象とする。
JFF（共同事実確認方式）	地域や全国で活動する環境保全団体等と連携し、調査・分析・評価を行う。
他地域との交流・現地視察	実際に発電設備が導入されている地域を訪問し、稼働している施設の視察や、地域との関わり等について現地の関係者・関係機関と意見交換を行う。



参考事例：風力ゾーニングの合意形成（にかほ市/風力）①

- ・市内全域を対象に風力ゾーニングを実施しています。
- ・合意形成のために協議会のほか、「有識者ヒアリング」、「事業説明会」、「アンケート調査」、「ワークショップ」、「景観モニター調査」等、多様な視点で合意形成の場を設けています。



地域脱炭素化促進事業制度の活用による利点・効果

特に事業者の利点

ワンストップ化の特例の活用

- 複数機関への個別調整が市町村による一括手続に代替され、簡略化。

農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法



環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる迅速化・省力化。



事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の見える化。



農山漁村再エネ法の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、農山漁村再エネ法に基づく各種特例の適用が可能。

酪肉振興法
集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法
海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場整備法
漁港区域内での工作物の建設等

など

特に地方公共団体への効果

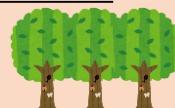
地元関係者との合意形成

- 協議会において地元関係者との合意の一括形成が可能。
トラブルの未然防止に。



地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進し、環境破壊を回避。
- 環境配慮要件を事業者に求めることができ、環境共生型事業を実現。



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して地元雇用や災害時対応等、地域貢献策を求めることが可能。



環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体としてアピールすることが可能。



地域脱炭素化促進事業計画の認定事例

- 富山県氷見市は、市内遊休地（道路工事の残土置き場となっていた農地）を促進区域として設定。
- 市内の氷見ふるさとエネルギー株式会社がオフサイトPPA方式にて、北陸電力が市内の需要家に供給する地域脱炭素化促進事業計画を申請し、令和5年11月に市が認定。自然環境保全の調和や売電収入の一部を農業用施設の整備へ活用する等といった、地域共生型再エネの導入拡大を図っている。

認定地域脱炭素化促進事業計画の主な内容

○地域脱炭素化促進事業の目標

地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出量の削減見込量：1,736t-CO₂/年

○地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

太陽光発電設備 2,500kW
(想定年間発電量：3,478MWh/年)

○地域の環境の保全のための取組

- (1) 自然環境保全との調和：地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響をおよぼさないよう、必要に応じた影響の調査、検討等を行う。
- (2) 景観の保全の維持及び向上：地域住民や有識者から必要に応じ意見を聴取し、景観が損なわれることのないよう、適切な配慮を行う。
- (3) 安全対策：風雨や地震等による地域脱炭素化促進施設の破損や土砂流出への対策といった安全性の確保等を行うよう必要な措置を講ずるとともに、問題が発生した際には、責任を持って問題の解決を行う。

○地域の脱炭素化のための取組

オフサイトPPA方式にて、北陸電力が氷見市内の需要家（事業所）に供給

○地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

売電収入の一部を活用して、地元の農業用施設（用水路、法面等）の整備への活用を図る。



検討の経過

令和4年6月～令和5年1月	氷見市脱炭素化推進協議会にて促進区域の設定等に向けた協議
令和5年3月	氷見市が市内遊休地を促進区域とする地方公共団体実行計画（区域施策編）策定
令和5年8月	氷見ふるさとエネルギー（株）による地域脱炭素化促進事業計画の申請
令和5年11月	氷見市が地域脱炭素化促進事業計画を認定

<事業スキーム図>



長野県では、**促進区域内事業に対する県独自の財政支援を実施**。促進区域内への事業誘導の実効性強化と、市町村による促進区域設定の加速化を図る。

●再生可能エネルギー普及総合支援事業

促進区域内に太陽光発電設備を設置する事業

（地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた事業に限る）

補助率 4 / 1 0 以内、上限額 1 , 2 0 0 万円

※発電設備を整備する際の初期費用の負担に対する支援を目的としており、売電開始後の翌々年度からの一定期間において、補助金の全額に相当する金額を県に納付することを条件として補助金を交付

4. 地域脱炭素化促進事業制度に関する 国の支援策

促進区域の設定状況一覧（令和6年8月末日時点）①

■ 43市町村が促進区域を設定。

地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
北海道	北海道 石狩市	○					
	北海道 当別町	○		○		○	○
	北海道 知内町	○	○				
	北海道 八雲町	○					
	北海道 せたな町	○	○				
	北海道 幕別町	○					
	北海道 釧路町	○					
東北	岩手県 紫波町	○					
	福島県 浪江町	○	○				
関東	栃木県 宇都宮市	○					
	埼玉県 さいたま市	○					
	埼玉県 所沢市	○					
	埼玉県 入間市	○					
	神奈川県 小田原市	○					
	神奈川県 厚木市	○					
	長野県 箕輪町	○					
	長野県 南箕輪村	○					
	長野県 宮田村	○					
	長野県 飯綱町	○					
北陸	新潟県 長岡市	○					
	富山県 富山市	○					

促進区域の設定状況一覧（令和6年8月末日時点）②

地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
北陸	富山県 氷見市	○					
	富山県 小矢部市	○					
東海	静岡県 磐田市	○					
	岐阜県 恵那市	○					
	愛知県 岡崎市	○					
	愛知県 稲沢市	○					
近畿	滋賀県 米原市	○					
	京都府 綾部市	○					
	兵庫県 加西市	○					
	奈良県 奈良市	○					
	奈良県 田原本町	○					
	和歌山県 日高川町	○					
中国	島根県 美郷町	○					
四国	徳島県 阿南市	○					
	愛媛県 松山市	○					
九州	福岡県 福岡市	○					
	福岡県 うきは市	○				○	
	福岡県 須恵町	○					
	佐賀県 唐津市	○	○	○		○	
	熊本県 球磨村		○				
	鹿児島県 鹿屋市	○					○
	鹿児島県 霧島市	○					
計		42	5	2	0	3	2

促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

- 「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」において、**促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援**する。
- また、同事業では、**促進区域設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。**

ゾーニング支援の概要

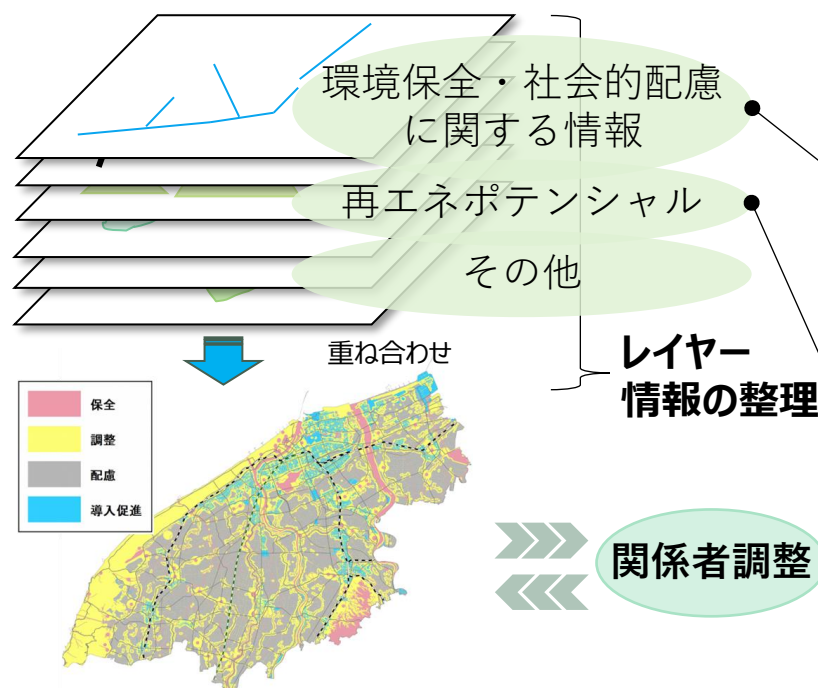
事業内容

➤ ゾーニングに関する情報収集等

- 環境配慮事項、事業性等に係る情報の重ね合わせ
- 地域特有の環境配慮事項の追加的な現地調査

- 既存情報の収集
- 追加的環境調査等の実施
- 有識者、利害関係者、地域住民等の意見聴取
- ゾーニングマップ案の作成

※事業の成果は地方公共団体実行計画（区域施策編）への反映が必須。



扱う情報

【国の基準】

【都道府県基準】

- ・自然環境保全地域、砂防指定地、学校等

【市町村が考慮すべき事項】

- ・その他環境保全の観点から考慮が必要な事項
- ・社会的配慮の観点から考慮が必要な事項

【再エネポテンシャル】

- ・パネル設置可能面積、風況等

補助要件等

- ・交付率：3/4
- ・交付上限：2,500万円
- ・交付対象：地方公共団体
- ・実施期間：～令和7年度

計画づくり支援事業によるゾーニングの実施状況

事業採択年度

■ : 令和3年度 (11自治体)

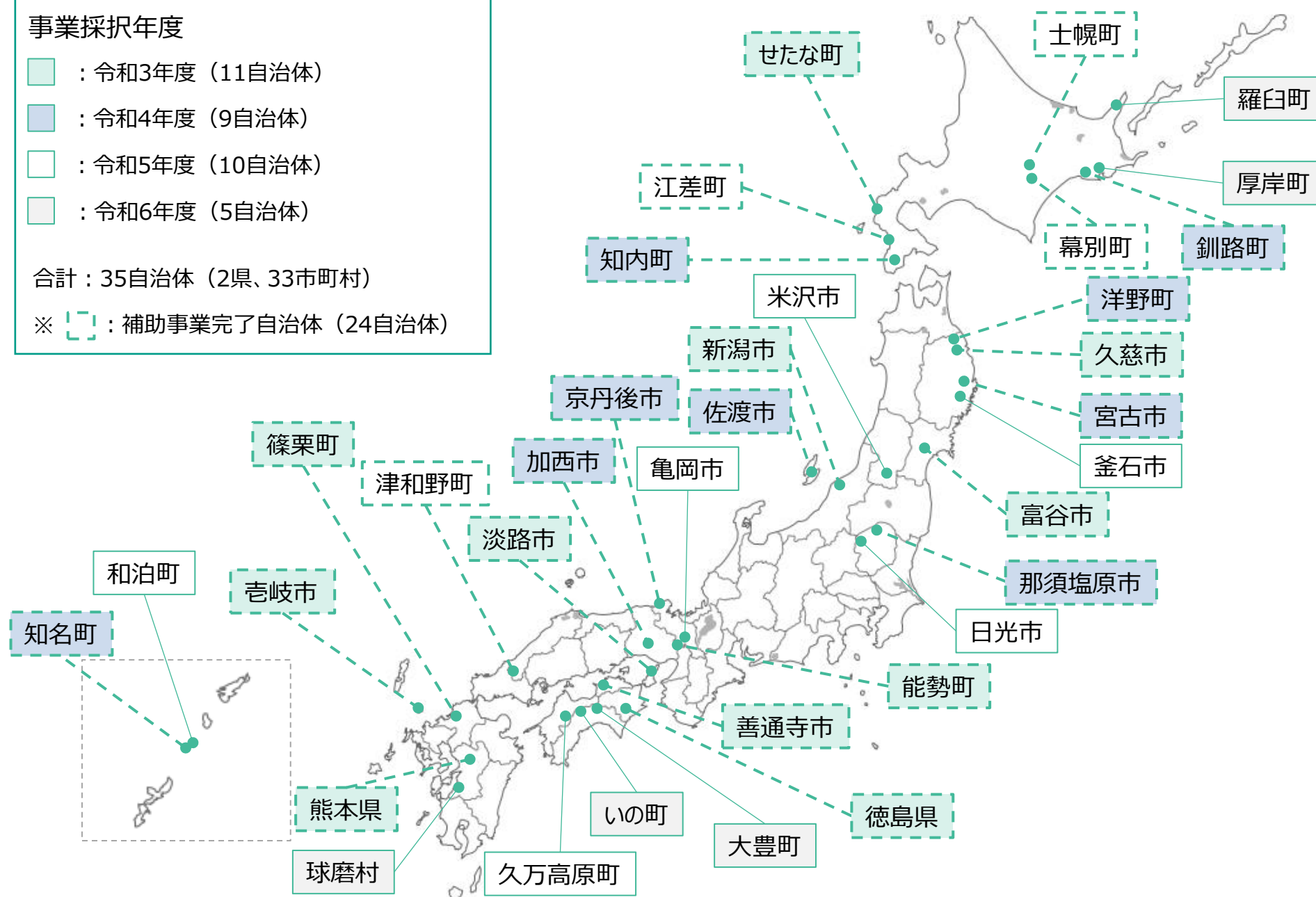
■ : 令和4年度 (9自治体)

□ : 令和5年度 (10自治体)

■ : 令和6年度 (5自治体)

合計 : 35自治体 (2県、33市町村)

※ □ : 補助事業完了自治体 (24自治体)



促進区域設定の技術的支援：促進区域検討支援ツール

- 「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS：Renewable Energy Potential System）」において、各種情報（ポテンシャルや環境情報等）を重ね合わせ、**促進区域の候補地を検討可能なツールを提供。**
- 任意の区域（≒促進区域の候補地）を指定し、区域内のポテンシャル量等を集計可能。



5. 参考

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

パリ協定に基づく我が国の目標（NDC）の確実な達成に向けて国内外で地球温暖化対策を加速するため、以下の措置を講ずる。

- ① 二国間クレジット制度（JCM）の着実な実施を確保するための実施体制強化
- ② 地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充 等

改正法の施行期日：令和7年4月1日 ※一部の規定は公布日等施行

背景

- ・二国間クレジット制度（JCM）は、優れた脱炭素技術によるパートナー国での排出削減に加え、脱炭素市場の創出を通じた我が国企業の海外展開やNDC達成にも貢献。
- ・増加するパートナー国・プロジェクトに関する調整や、排出削減・吸収量の目標達成※に向けて、JCMの実施体制の強化が急務。
- ・また、地域共生型再エネの導入促進のため、再エネ促進区域の設定等の加速化に向けた制度の拡充が必要。

※ パートナー国は2022年8月以降12か国増加し計29か国。また、2030年度までに累積1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を確保するとの目標に対し、既存プロジェクトによる累積削減量は約2,300万t-CO2。（2024年2月時点）

JCMプロジェクトの例



バイナリー方式地熱発電（フィリピン）



廃棄物発電（ベトナム）

地域共生型再エネの例



水上太陽光発電（埼玉県所沢市）

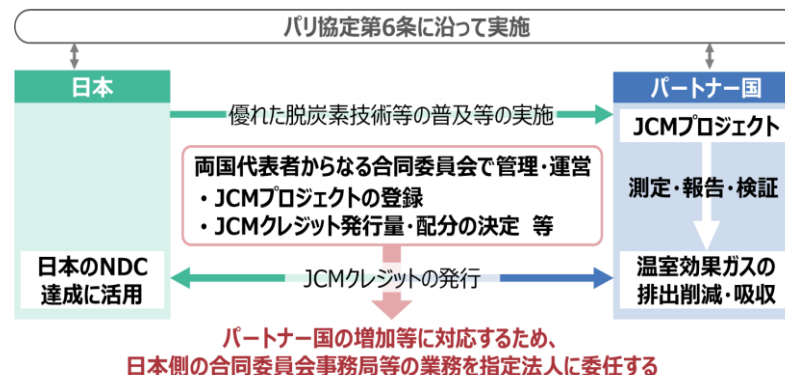


バイオガスプラント（北海道士幌町）

主な改正内容

① 二国間クレジット制度（JCM）の実施体制強化等

- ・パートナー国との調整等を踏まえたJCMクレジットの発行、口座簿の管理等に関する主務大臣の手続等を規定する。
- ・現状、業務の内容に応じ、政府及び複数の事業者が分担し実施しているJCM運営業務を統合するとともに、主務大臣に代わり、JCMクレジットの発行、管理等を行うことができる指定法人制度を創設する。



② 地域脱炭素化促進事業制度の拡充

- ・現状、市町村のみが定める再エネ促進区域※等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合は複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととする。

- ・許認可手続のワンストップ化特例について、対象となる手続を新たに追加する。

※再エネ促進区域：地方公共団体実行計画において定められる、地域共生型の再エネ導入等を促進する区域

上記に加えて、日常生活における排出削減を促進するため、以下に関する規定を整備

- ・原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体の排出量が少ない製品等の選択の促進
- ・排出削減に資するライフスタイル転換の促進 等

2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現へ

【参考】地域脱炭素化促進事業のインセンティブ



市町村向け

■ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

地方公共団体が実施する「再エネ導入関連事業（再生可能エネルギーの導入と併せて実施し、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上に資する取組）」が、地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施される、「地域の環境保全の取組」又は「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」に限る）に位置づけられ、地域再生計画にも定められた事業について、一定の要件を満たした上でデジタル田園都市国家構想交付金に申請された場合は、通常の上限申請数を超えて申請できる弾力措置が適用される。

事業者向け

■ 環境省補助事業の加点、優先採択の実施

地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域内で実施する事業に対して、審査における優先採択や加点措置の対象となる優遇措置を実施。

■ 再エネ特措法（FIT・FIP制度）

① 入札における保証金の免除

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた事業については入札における保証金が免除される。

② 陸上風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電の地域活用要件における活用

- 小規模な陸上風力発電・バイオマス発電・中小水力発電・地熱発電の認定基準である地域活用要件の一つとして、「当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む）の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているもの」との要件があり、当該要件を満たしている案件については、地域一体型の地域活用電源として、FIT制度による支援の対象となる。
- この「地方公共団体の名義の取り決め」には、地方公共団体から認定を受けた、地域脱炭素化促進事業計画も含まれる。

■ ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）

地域振興に資する民間投資を支援するため、都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度である、ふるさと融資制度において、認定地域脱炭素化促進事業については、最も高い融資比率及び融資限度額、雇用要件の特例（都道府県・指定都市「1人以上」）が適用される。

■ 地域未来投資促進法

事業者は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の申請において、当該計画が地域脱炭素化促進事業の認定を受けている場合、地域脱炭素化促進事業計画の認定書を添付することで、地域脱炭素化促進事業計画と重複する部分の記載を、省略することが可能となる。

【参考】促進区域制度を活用する事業者への優遇措置

※令和6年3月末時点であり、
今後変更の可能性有り。



■ 環境省補助事業において、促進区域内で実施される再エネ事業に関して、審査における優先採択や加点措置を実施。

○令和5年度(補正予算)／令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設 への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	—	加点措置
民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	優先採択
	新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 ① 建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 ② 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業 ⑤ 再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業 ⑥ 熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業	優先採択 優先採択 加点措置 加点措置 加点措置
	離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業 ① 運転制御設備導入支援事業	加点措置
	平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業 ① 直流による建物間融通モデル創出事業 ② TPOモデルによる建物間融通モデル創出事業	加点措置 加点措置
	データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業 ① 地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業 ② 既存データセンターの再エネ導入等による省CO2改修促進事業 ④ 地域再エネの効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業	加点措置 加点措置 加点措置
	ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 ① 新築建築物のZEB普及促進支援事業 ② 既存建築物のZEB普及促進支援事業	加点措置 加点措置
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 ① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業	加点措置
脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業	脱炭素名地域水素サプライチェーン構築事業 ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業	加点措置
「脱炭素×復興まちづくり」推進事業	「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助	加点措置

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

制度概要【適用期限：令和7年度末まで】

○再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減する。



【課税標準の一覧】

対象設備	発電出力	課税標準（※1）	要件
太陽光発電設備	1,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	FIT・FIP認定外 （ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（※3）または 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備 （※4））
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
風力発電設備	20kW以上	2/3（1/2～5/6）	FIT・FIP認定
	20kW未満	3/4（7/12～11/12）	
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	
	5,000kW未満	1/2（1/3～2/3）	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2（1/3～2/3）	
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
バイオマス発電設備（2万kW未満）	1万kW以上	2/3（1/2～5/6）（※2）	
	1万kW未満	1/2（1/3～2/3）	

※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）
※2 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは6/7（11/14～13/14）
※3 グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kW未満の設備
なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む
※4 以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得した50kW以上の設備（建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く）
①二酸化炭素排出抑制対策事業費（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る）
②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る）
③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資